

喜多方市太極拳ゆったり体操指導員育成の流れ

「喜多方市太極拳ゆったり体操指導員育成制度」は、喜多方市で確立された「高齢者への接し方」や「より正確に、より安全に、より効果的に体操を行っていただける指導法」などを総合的に学べるシステムです。

サポーター講習会 ※どなたでも受講可能

講習会を修了すると「サポーター」に認定され、ゆったり体操教室においては指導員の下で正確な試技をしていただくなど、普及のために活動していただきます。



サポーター



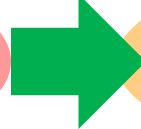
サポーター ステップアップ講習会 ※サポーターのみ受講可能

喜多方方式の指導法をより細かく履修することができる講習会で、修了すると「サブリーダー」認定試験の受験資格が発生します。喜多方市外の方は、エリアパートナー（喜多方方式の指導ができるサポーター）として指導することができます。



ステップアップ
講習会修了者

喜多方市のサポーターには、サブリーダーの
資格取得後の教室開設を推奨します。



エリアパートナー

※市外の方で、教室で指導
をする方（喜多方市に登録が
必要です）



サブリーダー認定試験

リーダーに従って、受講者に対して鏡のように動くことが求められます。合格すると体操指導の補助ができ、リーダー認定試験の受験資格が発生します。



サブリーダー



リーダー認定試験

全ての動作を完全に一人で指導できることが求められます。合格すると各体操教室において、体操指導ができたり、指導法の指導ができます。



リーダー

受験にあたっての条件

喜多方市の

「リーダー・サブリーダー認定制度」は、
喜多方市において太極拳ゆったり体操を普及
するために「**正確で、安全に、効果が得られる
ような指導**」ができる指導員を育成するための
制度です。

したがって、この試験に合格した方には
市が主催する教室等での指導をお願いするこ
とになります。